



TO: 各位様

株式会社築港 国際複合輸送課
2011年6月8日上海港輸入危険品貨物の事前申告について

5月18日、上海海事局が各船社を召集し、輸入危険品貨物の事前申告のトライアル実施方法、タイミング等につき、関係者で協議を行いました。6月1日よりトライアル実施予定でしたが、結局6月1日のトライアル実施は行われませんでした。一方、5月30日、同局より「汚染危害性貨物及び固体バルク貨物の危険品貨物申告の実施に関する通知(意見求めの草案)」が正式に海事局ホームページにて発表されました。同草案にて輸入危険品貨物申告の該当貨物リストが初めて発表されました。海洋汚染への影響が懸念される危険品貨物及びバルク固体危険品貨物が対象とされています。詳細については、添付の通知草案(日本語訳分)及び海洋汚染危害性貨物名録(中文名)をご参照願います。

海事局関係者の話によれば、6月1日にトライアル実施の予定でしたが、各船社と輸入者からの反応が大変強かった為、トライアル実施を6月15日まで延期すると共に、トライアル実施の状況により、輸入危険品貨物申告規定(実施細則)の見直しを行う予定とのこと。実施細則が発表される前でも、海事局は危険品輸入貨物申告を受理しますが、強制ではないとのこと。

船社代理店及び船会社によれば、輸入危険品貨物申告の該当貨物リストが明確にされた以上、将来的に実施されることは間違いないものと推測されますが、具体的な実施時期については現時点では読めない状況。具体的な申告方法についても、現時点でははっきり発表されておりませんが、SHIPPER 或いは CONSIGNEE に相当な負担が発生することが予想されています。

現時点では、実施細則の発表を待つしかありませんが、上海へ輸出予定の危険品貨物が、添付の海洋汚染危害性貨物名録(中文名)に該当するかどうかのチェックをまず行うことをお勧めいたします。

添付①

汚染危害性貨物及び固体バルク貨物の危険品貨物申告の実施に関する通知(意見求めの草案)

添付②

海洋汚染危害性貨物名録(中文名)

以上

上海港輸入危険品貨物の事前申告について
のお問合せ先

株式会社 築港 国際複合輸送課

担当 : 森田

TEL : 03-5730-4051 FAX : 03-5730-4055

MAIL : morita@chikko.co.jp